

東京都配偶者暴力対策 基本計画(概要)



○ 計画の性格

- (1) この計画は、配偶者暴力防止法2条の3第1項に基づき、国の示す基本的な方針に即し、都における配偶者暴力対策の施策を体系的に示す基本計画です。
- (2) この計画は、「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」において、都、区市町村等の関係機関、民間団体との協議を経て策定したものです。
- (3) 都と区市町村をはじめとする関係機関は、相互に連携・協力して、計画で示した施策を推進していきます。
- (4) 都は、計画に基づく施策を実施する上で都民及び民間団体に対し、理解と協力を求めます。

○ 計画の期間

平成21年度から3年間

平成21年3月

東京都

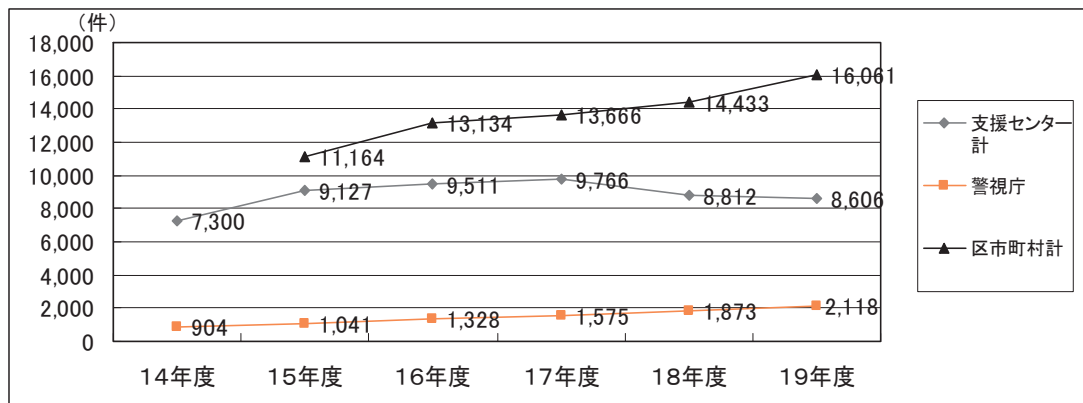
I 配偶者暴力をめぐる現状

1 配偶者暴力についての相談件数

○都の配偶者暴力相談支援センターで受付けた相談件数は、平成 19 年度は 8,606 件となっています。

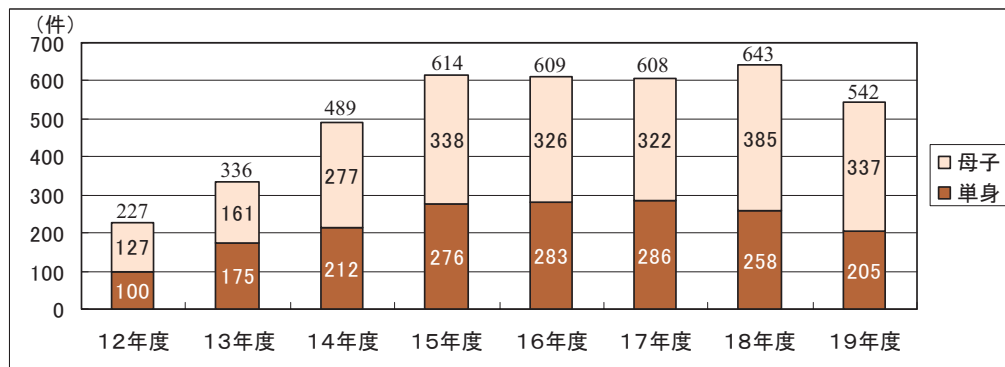
○警視庁及び警察署に寄せられた相談件数は、19 年度は 2,118 件となっています。

○都が調査した区市町村における相談件数は、19 年度は 16,061 件となっています。



2 一時保護件数

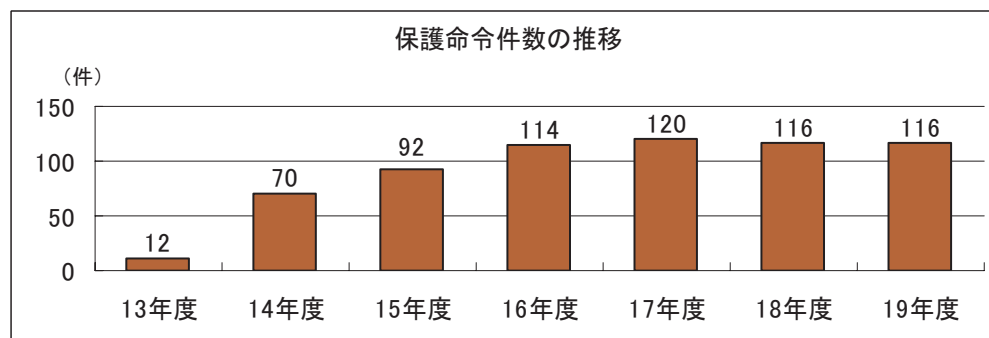
○都が実施した一時保護件数は、平成 19 年度は 542 件でした。配偶者暴力防止法が完全施行された 14 年度以降、母子での入所者の割合が高くなっています。



* 母子、単身の別は、入所時の状況による区分となっています

3 保護命令件数

○東京地方裁判所管内で保護命令が発令された件数は、配偶者暴力防止法が施行された平成 13 年 10 月から 20 年 3 月までの合計で 640 件でした。



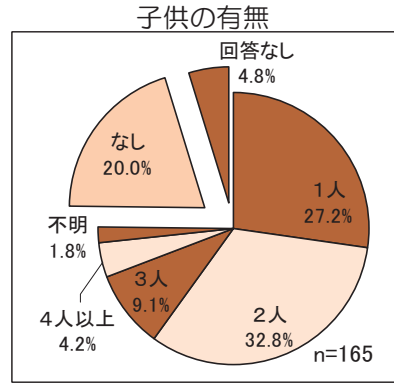
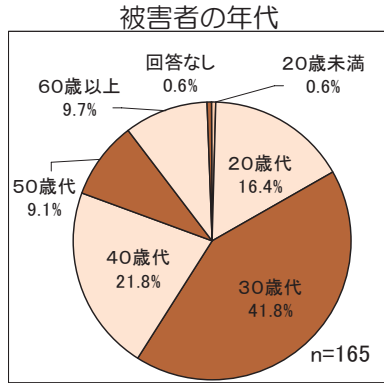
4 面接相談(*)からみた配偶者暴力の状況

(*「平成20年度配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」より)

(1) 被害者の現状

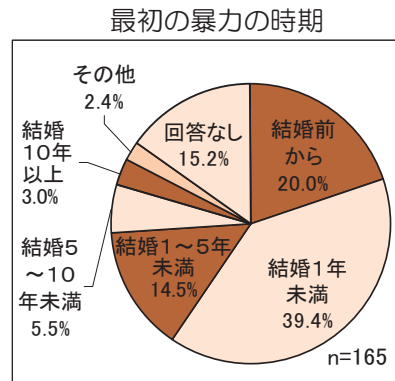
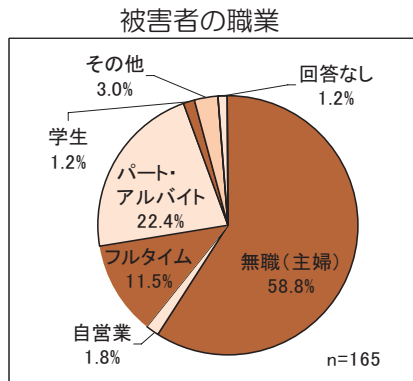
○被害者のほとんどが女性であり、年代は30歳代が最も多くなっています。

○被害者の約75%に子供がおり、そのうち小学校入学前の乳幼児がいる被害者は43%となっています。



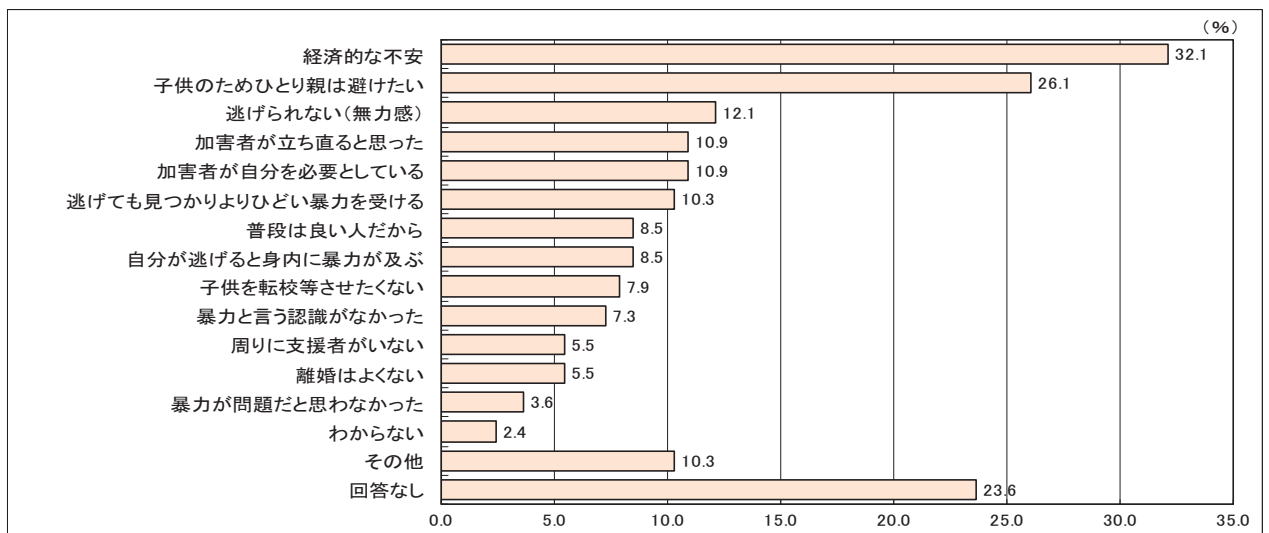
○被害者は、無職(主婦)が約59%で最も多く、次いでパート・アルバイトが約22%となっています。

○被害者の20%が結婚前から、約40%が結婚1年以内に暴力を受けています。



(2) 暴力から逃げなかった理由

○被害者が暴力から逃げなかった理由で一番多いものは「経済的な不安」です。



○ 基本理念

- (1) 被害者の安全を確保し、本人の意思を尊重した継続的な支援を行なう。
- (2) 暴力の背景を正しく認識し、暴力の防止に社会全体で取り組む。
- (3) 都と区市町村等関係機関、民間団体が相互の連携のもとに、それぞれの役割をはたしていく。

II 具体的施策

基本目標

施策目標

具体的施策・主な事業

1
暴力の未然防止と早期発見の推進

(1) 暴力防止教育と啓発の推進

- ① 都における普及啓発の実施
 - ・パンフレット等の充実・配布、講演会等の実施
- ② 区市町村における普及啓発の実施
 - ・普及啓発への働きかけ、情報提供
- ③ 学校での人権教育の推進
 - ・人権教育プログラムの充実
- ④ 事業者団体等と連携した取組
 - ・事業者団体、民間団体等への情報提供と連携した啓発
- ⑤ 若年層向け啓発事業の推進
 - ・啓発資料の作成、大学等と連携した啓発活動

(2) 早期発見体制の充実

- ① 医療機関における適切な対応
 - ・医療関係者への研修実施、通報先等の周知徹底
- ② 保健所や保健センターにおける適切な支援
 - ・検診や相談を活用した早期発見、研修の実施
- ③ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等
 - ・児童関係機関との連携、情報提供、研修の実施
- ④ 民生委員・児童委員への研修の実施
 - ・早期発見のための研修の実施、情報提供
- ⑤ 警察における通報への対応
 - ・通報に伴う適切な対応、警察署員への研修の実施

2
多様な相談体制の整備

(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実

- ① 被害者支援基本プログラムの活用
 - ・新規情報等を反映した改定の実施
- ② 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実
 - ・相談体制の充実、相談員へのスーパーバイズ
- ③ インターネットによる情報の提供
 - ・情報の充実、速やかな情報提供

(2) 身近な地域での相談窓口の充実

- ① 警察における対応
 - ・被害者への助言等情報提供、適切な対応のための研修の充実
- ② 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援
 - ・「支援センター機能整備の手引(仮称)」の作成、中核的人材の育成

(3) 被害者の状況に応じた相談機能の充実

- ① 外国人被害者への対応
 - ・通訳に係る人材の養成、被害者の個人情報の保護
- ② 障害のある被害者等への対応
 - ・状況に応じた関係機関との連携、高齢者虐待との連携
- ③ 人権擁護機関と関係機関の連携強化
 - ・連携強化による被害者支援

3
安全な体制の整備のため

(1) 保護体制の整備

- ① 一時保護体制の拡充
 - ・被害者の状況に応じた対応、男性被害者の一時保護検討

(2) 安全の確保

- ① 警察署長等による援助
 - ・被害者の安全確保、各種法令の適用による対応
- ② 被害者の親族等の安全の確保
 - ・法改正による保護命令対象拡大の周知
- ③ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化
 - ・保護命令の対象となる子供の安全確保と情報管理の徹底

○ 施策実施にあたっての視点

- (1) 相談から自立まで被害者の視点に立った支援体制の強化
- (2) 区市町村における配偶者暴力対策の充実

基本目標

施策目標

具体的施策・主な事業

4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

(1) 総合的な自立支援の展開

- ① 被害者支援基本プログラムの活用(再掲)
 - ・新規情報等を反映した改定
- ② 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充
 - ・自立支援講座の実施、同行支援の充実の検討
- ③ 福祉事務所等との連携強化
 - ・地域における福祉事務所、子ども家庭支援センター等との連携
- ④ ひとり親家庭の支援の充実
 - ・ひとり親家庭支援制度の活用、母子家庭等就業・自立支援センターとの連携

(2) 安全で安心できる生活支援

- ① 住民票の取り扱い等適切な運用
 - ・交付制限に係る指導、被害者の個人情報の保護の徹底
- ② 医療保険に関する適切な情報提供
 - ・制度の周知徹底、保健組合・医師会等への対応・協力の依頼
- ③ 年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供
 - ・国民年金、介護保険等各種事務における個人情報の保護と管理の徹底
- ④ 就学の支援
 - ・子供の安全確保と情報管理の徹底
- ⑤ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等(再掲)
 - ・児童関係機関との連携、情報提供、研修の実施
- ⑥ 自助グループへの参加支援
 - ・自助グループ等への活動の場の提供、情報提供
- ⑦ 配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援
 - ・保護命令等法的手続の情報提供、法律相談の実施、弁護士会等との連携

(3) 就労支援の充実

- ① 職業訓練の充実
 - ・職業能力開発センターの訓練実施、民間教育訓練機関での委託訓練
- ② 東京しごとセンター等における就労支援
 - ・キャリアカウンセリング・再就職支援セミナーの実施、職員への研修の実施
- ③ 民間ボランティア等との連携によるIT講座の実施
 - ・民間ボランティアと連携したIT講座の実施
- ④ 事業者との連携による就労支援の仕組みづくり
 - ・就労体験の場の提供、被害者支援に取り組む企業等の事例調査

(4) 住宅確保のための支援の充実

- ① 都営住宅を活用した被害者の住宅の確保
 - ・単身者の入居実施、家族世帯への倍率優遇等の実施
- ② 一時保護施設退所後の支援
 - ・住宅確保のための連携、既存施設の利用の検討
- ③ 家賃債務保証制度に関する国への要望
 - ・民間賃貸住宅の入居のための公的保証制度の国要望

(5) 子供のケア体制の充実

- ① 子供のケアの徹底
 - ・児童相談所、区市町村との連携強化によるケアの徹底
- ② 子ども家庭支援センターの拡充
 - ・子ども家庭支援センター設置の市町村への補助
- ③ 子供に対する講座の実施
 - ・子供の心の回復につながる講座の実施

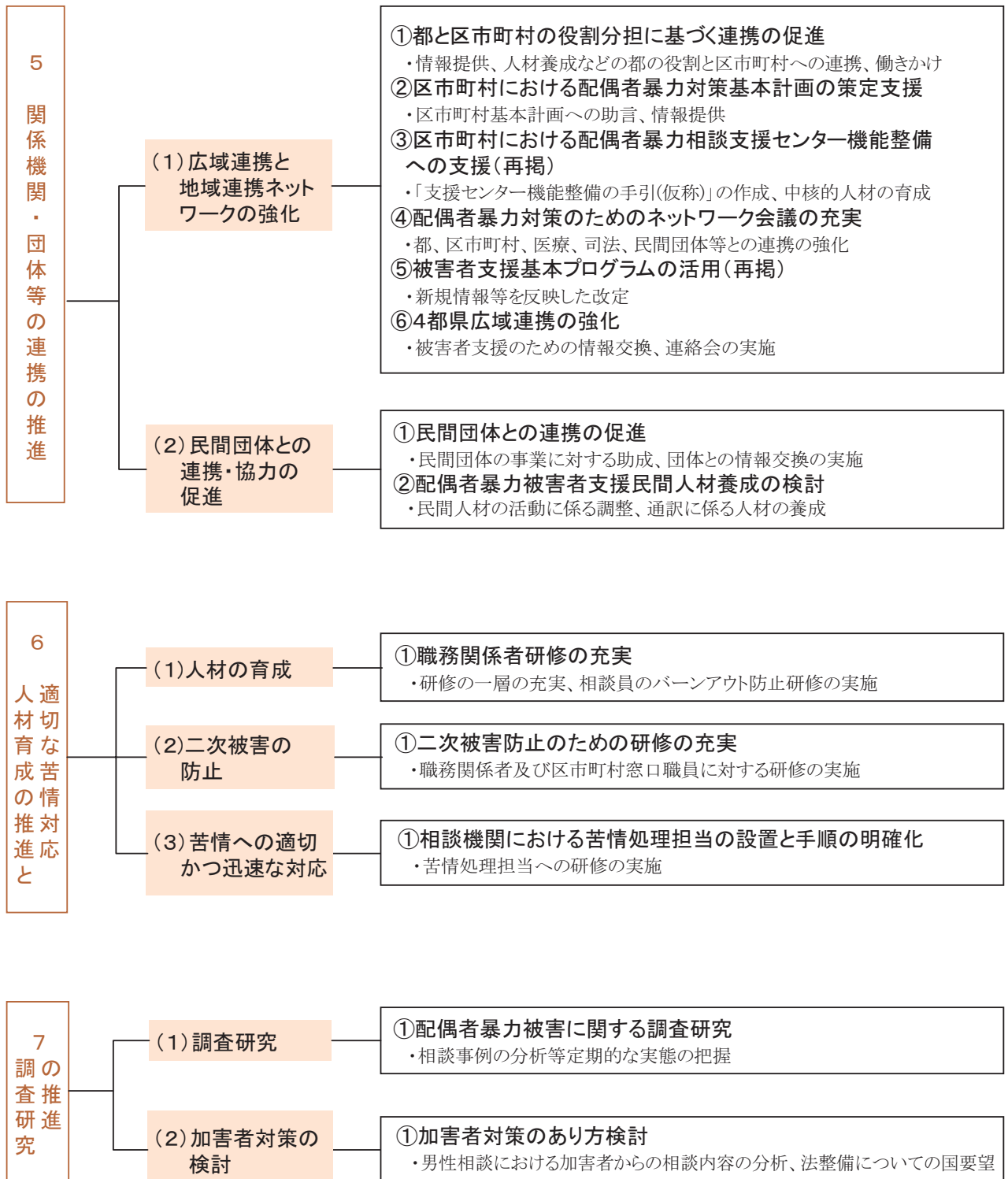
○「東京都配偶者暴力対策基本計画」本文については、「東京都男女平等参画室」のホームページに掲載していますのでご覧ください。

<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index8.htm>

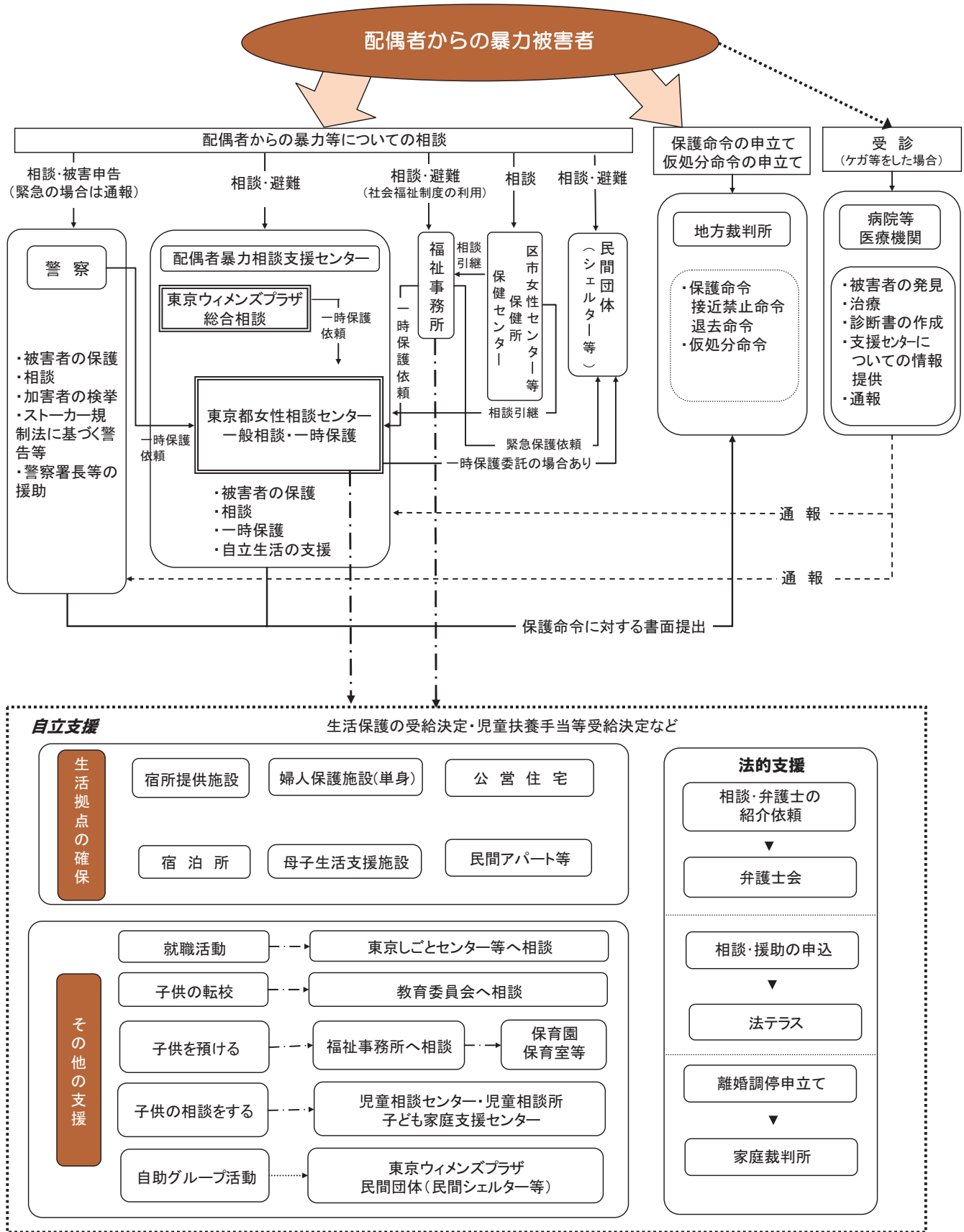
基本目標

施策目標

具体的施策・主な事業



Ⅲ 配偶者暴力被害者支援体系図



●○○配偶者●○○

配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の場合や、離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。)も引き続き暴力を受ける場合も含みます。なお、暴力の未然防止のための取組みや意識啓発など、法律の根拠を必要としない様々な施策については、配偶者以外の恋人など親密な間柄にあるパートナーも含め、対応を進めていきます。

●○○配偶者暴力●○○

「なぐる」、「ける」といった身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言をはく」、「無視する」、「わざと相手が大切にしているものを壊す」、「生活費を渡さない」などの精神的暴力や、「性的行為を強要する」、「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれます。

●○○ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) ●○○

「DV」と略されることが多く、「配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった人からふるわれる暴力」という意味で使われます。ドメスティック・バイオレンスを直訳すると、「家庭内の暴力」となり、親やその他の親族が子供に対してふるう暴力など、高齢者や子供などに家庭内でふるわれる暴力を含めて使用される場合もあります。このため、本計画では「配偶者暴力」という言葉を使用しています。

配偶者暴力についての相談窓口

東京都配偶者暴力相談支援センター

東京ウィメンズプラザ
9:00~21:00

03 - 5467 - 2455
(年末年始を除く毎日)

東京都女性相談センター
月~金 9:00~20:00

03 - 5261 - 3110
(土日、祝日、年末年始を除く)

東京都女性相談センター多摩支所
月~金 9:00~16:00

042 - 522 - 4232
(土日、祝日、年末年始を除く)

警視庁総合相談センター
月~金 8:30~17:15

03 - 3501 - 0110
(土日、祝日、年末年始を除く)

お近くの警察署の生活安全課でも相談できます。

○○○ 配偶者暴力 (DV) 被害者ネット支援室 ●○○

東京ウィメンズプラザのホームページで、配偶者暴力相談や、被害を受けた方に対する支援などに関する様々な情報をご覧いただけます。

<http://www.tokyo-womens-plaza.metro.tokyo.jp/>

生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画室

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話:03(5388)3189



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用しています。
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

登録番号 (20) 112